

## 吟醸酒の品質評価受託要領

平成 28 酒造年度吟醸酒の品質評価につきましては、以下の要領にて受託いたします。

### 1 目的

平成 28 酒造年度に製造された吟醸酒について、製造者からの委託を受けて、官能評価及び成分分析を行い、その結果を送付し、委託された酒類製造場の酒質及び技術の向上に役立てていただくため実施します。

ただし、委託できる製造者は日本酒造組合中央会に加入されていない製造者としします。

### 2 委託できる酒類

平成 28 酒造年度中に自己の製造場において製成した「清酒の製法品質表示基準」（平成元年国税庁告示第 8 号）に定める吟醸酒の原酒とします。

### 3 委託点数

1 製造場につき 1 点とします。

### 4 申込み手続き

申込みの手続等は次のとおりです。

#### (1) 申込み方法

品質評価を希望する製造者は、[平成 28 酒造年度吟醸酒の品質評価申込書](#)に必要事項を記入の上、委託酒とともに当研究所宛にお申し込みください。

#### (2) 提出期限

平成 29 年 3 月 28 日（火）正午まで（必着）

#### (3) 委託酒の数量・容器

委託酒は 500ml 規格統一瓶（通称アール瓶）に詰め、1 点につき 2 本とします。

なお、送料等の諸経費は、全て委託者の負担とします。

#### (4) 搬入日

平成 29 年 4 月 10 日（月）・4 月 11 日（火）・4 月 12 日（水）の間の午前中に到着するよう発送してください。

#### (5) 送付先

〒739-0046

広島県東広島市鏡山三丁目 7 番 1 号

独立行政法人酒類総合研究所

業務統括部門 担当者：江口 卓也

※発送伝票に「吟醸酒の品質評価委託酒」と御記載ください。

### 5 委託料及び委託料の振込み

(1) 委託料は、1 点につき 10,800 円（消費税込）です。

(2) 申込書受領後、別途請求書及び払込取扱票を送付いたします。

請求書記載の振込み期限までに、払込取扱票にて「ゆうちょ銀行振込」でお願いします。

（他の金融機関の振込みは取扱いできません。）

なお、委託料の領収書は、払込金受領証をもって代えさせていただきます。

(3) 振込み先

ゆうちょ銀行

独立行政法人酒類総合研究所

01380-4-66261

**※ 振込み手数料等は、全て委託者の負担とします。**

6 官能評価及び分析内容

(1) 官能評価

官能評価は、酒の色による評価への影響をさけるためアンバーグラスを用い、**評価カード(別紙)**の項目について、当研究所職員で実施します。

(2) 成分分析

成分分析は、次の項目について実施します。

香気成分（酢酸エチル、酢酸イソアミル、イソアミルアルコール、E/A比、カプロン酸エチル）及びグルコース

7 結果の報告

委託酒の官能評価及び成分分析の結果は、委託者に対して平成29年5月下旬までに個別に送付いたします。

8 その他

(1) 委託酒については、全て課税移出となりますので所定の手続きをお願いします。

(2) 委託料を振り込んだ後、都合により委託を取りやめた場合は、振込み済みの委託料から所要手数料を差し引いた残額を返金します。

なお、委託酒の送付を受けたものの、委託料の振込みがない場合は、送料着払いにて委託酒を返却します。

品質評価の受託に関するお問い合わせは、以下  
にお願いいたします。

独立行政法人酒類総合研究所

業務統括部門 担当：江口 082-420-0800

(案内に従い「02」を押してください。)

# 平成 28 酒造年度吟醸酒の品質評価申込書

独立行政法人酒類総合研究所 理事長 殿

平成 28 酒造年度製造の吟醸酒の品質評価について下記のとおり申し込みます。

記

会社名			
住所	〒		
依頼者役職名 依頼者名	(役職名の記載、並びに記名押印又は自署を必ずお願いします。)		
連絡先	担当者名		
	T E L		
	F A X		
	E-mail		

分析検体						
検体名 (タンク番号)	品目	アルコール分	数量	製造(詰口)年月等	検体番号	分析書番号
					※	※

※印字部分は研究所整理欄ですので記入しないでください。

記入例

分析検体						
検体名 (タンク番号)	品目	アルコール分	数量	製造(詰口)年月等	検体番号	分析書番号
「〇〇〇」	清酒	〇〇%	500ml × 2本	製造年月 2017.03	※	※

